

平成22年7月29日

厚生労働省の研究助成等の
あり方に関する省内検討会資料

「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」 (第2回)

平成22年7月29日(木)11:00～

於：省議室(9F)

【資料】

研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について

【参考資料】

報告書概要(研究助成の改善等に関する基本的な報告性)

研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について

平成22年7月29日

厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会

はじめに

- 現在、事業仕分け等を通じ、省を挙げて様々な見直しを進めているところであるが、研究関係の事業については、その成果が政策形成等において具体的にどのように寄与したかがわかりにくいなどの指摘等があった。
- また、厚生労働分野の科学技術水準の向上を図る等の目的で実施されている厚生労働科学研究費補助金制度においては年間1500件近くの研究助成を行っているほか、国立試験研究機関や独立行政法人など、厚生労働省では、様々な主体・政策手法を通じて、多くの研究事業が行われている。しかし、こうした研究については、公的に行われる研究として、強化すべき点は強化し、必要性が低いものは低いもの等として適切に評価等し、戦略性のある効率的な費用配分と適正な事業運営を確保して、必要な研究が推進されるようにしていくことが必要である。
- こうしたことから、別添1のとおり、「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」を設置し、省の研究事業（別添2）について、主に、
 - ① 研究重複排除を含めた助成対象の判断や、評価の適切性の確保
 - ② 政策への連動性の確保
 - ③ 効率・適正な運営の確保などの観点から、省の研究助成の基本的な制度である厚生労働科学研究補助金制度を中心として、研究の評価等に関する改善策など、今後の基本的な方針案について検討を行った。
- 今後、この検討を基本とし、各制度・機関ごとに、所要の手續等も経て、それぞれの研究内容や制度の特性等に応じた必要な見直し等を行うものとする。
- また、その際は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成20年内閣総理大臣決定）」等を踏まえ、評価実施等に伴い、研究者が本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすこと等のないよう十分に留意するものとする。

※ 実質的に患者支援の機能を担っているものについては、一般的な研究事業とは異なり、研究の学術的な評価や、研究成果の政策への連動性の評価等が困難であることに留意を要する。

※ なお、本方針に基づく措置（Ⅱ～Ⅴ）は、それぞれ以下の者が取り組むことを基本としている。

- ① 厚生労働科学研究費にあつては、厚生科学課及び各研究事業を所管する課
- ② 国の試験研究機関・独法・公益法人が行う研究への助成にあつては、各機関・法人
- ③ 国の委託事業にあつては、当該事業を所管する課（受託者を含む。）

I 研究事業の横断的な確認等

1 横断的な研究事業の確認

- 省の研究事業について、研究事業間での不合理な重複排除や合理的な事業運営の確保などの観点から、官房（厚生科学課）においては、各研究事業の情報を横断的に収集するなどし、必要な確認等を行うものとする。
- これら研究事業の確認等を適切に行うため、必要な体制の整備等を検討する。

II 評価指標の設定・見直し

1 評価指標の整備（見直し）・公表

各研究事業においては、従来の評価のほか、以下の主な重点評価項目を基本として、外部評価指標の設定や見直し（配点を行う際には、配点比率の見直しを含む。）を行い、公表する。

(1) 施策活用の重点評価

各研究事業の評価に当たっては、「施策への反映の可能性（公的研究としての必要性）」の観点を特に重視して評価し、その具体的内容を明らかにするものとする。

※ 厚生労働科学研究費においては、補助申請する研究者に対し、その説明を十分

に求めるものとし、申請に当たっては、「施策への活用の考え方」や「行政課題に対して具体的にどのように貢献するか」等を明確に示すことを求める。研究終了後においても同様とする。

また、事務局においても、その点を明確に示した上で、外部評価委員会に諮るものとする。

(2) 効率的・効果的運営の重点評価

- 各研究事業の評価に当たっては、研究の効率的な運営を確保する観点から、
 - ・研究が効率的・効果的に実施（計画）されているか（冗費がないか等）
 - ・他の研究との不合理な重複がないかなどの点を重視して評価するとともに、
 - ・他の研究事業の利活用や連携等による研究効率の向上
 - ・他研究者によって行われている研究との代替性があるかどうかなどについても重視して評価するものとする。

- また、現在、e-Rad システムが対象としている競争的資金以外の研究（国試験機関や独法の研究など）についても、各研究事業の所管課において、他の研究との不合理な重複等について十分に確認を行うものとする。

(3) わかりやすい結果公表とその活用の重点評価

①わかりやすい図表等の作成・公表

各研究事業について、その成果や意義等を国民にわかりやすく説明できるように、研究成果報告書等に併せて、わかりやすい概要（図表等を活用した形で、研究の成果や意義等を国民にわかりやすく簡易に説明できるもの）の作成を求めるなどして、その概要をHP等において公表する。

②「国民へのわかりやすい説明」の視点を評価項目に追加

事後評価の重点的な評価項目の一つに「研究成果や意義が、国民にわかりやすく整理・説明されているか」を加える。

③「研究成果の普及（社会還元）努力」の視点を評価項目に追加

事後評価の重点的な評価項目の一つに「研究成果を普及（社会還元）等するために、研究者（機関・法人）が十分に組み込んでいくこととしているか」を加える。

※ ただし、独法などの法人や機関が行っている研究については、その成果普及は、個々の研究者ではなく、当該独法等が行う性格のものであることから、これらの場合は、基本的には、機関評価等の中での対応となることに留意。また、委託による事業の場合は、委託者（国）が自ら行うべきものであることに留意を要する。

2 定量的な手法による評価の導入

評価に当たっては、定量的にわかりやすく評価できる方式で行うことを基本とする。（例：5～10段階による配点評価など）

<主な重点評価項目>

(1) 政策等への活用（公的研究としての意義） ※事前・中間・事後評価

- ・ 施策への直接反映の可能性（通知・ガイドライン・行政基準等への利用）
- ・ 政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性
（例：背景データ、基礎データ等としての活用など）
- ・ 間接的な波及効果等が期待できるか
（例：民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか

※ 「その研究がどのような行政課題に対し、どのように貢献するのか」等について、その具体的な内容や例を極力明確に示す。

(2) 効率的・効果的な運営の確保 ※事前・中間・事後評価

- ・ 研究が効率的・効果的に実施（計画）されているか（冗費がないか等）
- ・ 他の研究との不合理な重複はないか
- ・ 特定の研究者等に不合理な過度の集中等はないか

- ・ 他の民間研究等により代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究等との連携や活用が十分に図られているか（他の公的研究・民間研究や過去の成果等の活用、共同研究とすること等による研究効率や効果の向上の余地がないか）

※ 効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする（事前評価）、研究の中止や研究計画見直しを条件とする（中間評価）等の措置を講ずる。

（3）国民へのわかりやすい説明・普及等の努力 ※事後評価

- ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明できるように整理されているか
- ・ 研究成果を普及（社会還元）等させるために、研究者（機関・法人）が十分に取り組んでいる（見込み）か

（例：学会発表、雑誌掲載、シンポジウムなど）

※ 図表等などの研究要旨（数枚）の提出・公表を成果報告書の一部として添付を求め、それを評価するとともに、公表する。

※ 「普及のための努力」については、研究終了後、具体的な取り組みの予定・実績等を評価する。

※ （1）～（3）は、定量的な評価となるよう、その他の評価項目と併せて評点化等する。

（各項目ごとに「足切り点」を設定するなど、具体的な評価方法や評価指標の設定の仕方等はそれぞれの制度ごとによる）

III 外部研究評価の徹底

1 各機関・法人等における評価実施の徹底

各研究事業においては、IIにより設定した評価指標等に沿って、各研究を専門的に外部評価できる体制を整備するなどし、毎年度、評価を行うことを基本とする。

※ 例えば、3年間の研究であっても、毎年度、中間的な状況も含めて評価を実施する。なお、独法については、独法評価委員会などによる一般的な事業評価スキーム

があるが、これに加え、例えば、法人内に研究事業を専門的視点から評価できる専門委員会等を別途整備するなどし、当該評価指標に沿って研究事業を専門的に評価するものとする。

2 中間評価機能の積極活用

(1) 中間評価の原則実施（複数年度のもの）

複数年度を予定している研究についても、研究の進捗等を適切に把握・確認するなどの観点からの評価を毎年度行い、継続の可否等を含め判断することを基本とする。

(2) 中間評価の積極活用（事業見直し・中止等の判断の適切な実施）

中間評価においては、研究実施過程において、

- ・ 無駄な研究費の使用のチェック
- ・ より効率的・効果的な研究とする観点等からの助言

などを行うものとし、成果が見込まれない場合や他の研究を活用することが合理的と認められる場合等には、助成等を中止することも検討するものとする。

IV 追跡調査・フォローアップの実施

各研究事業について、政策への反映や社会的な活用の状況など、公的研究としての成果等について、厚労科研費については研究終了から3年を経過する年を目途に必要な追跡調査・フォローアップを行い、個別の研究ごとに「施策への活用」の状況等を公表する。

※ 厚生労働科学研究費補助金については、国立保健医療科学院の「厚生労働科学研究費データベース」を活用して、各研究の「施策への活用」の状況等を公表。

※ 厚生労働科学研究費以外の研究事業は、それぞれの機関・法人等が自ら定める方法により、必要な追跡調査・フォローアップを行い、施策への活用の状況等を公表。

V その他

厚生労働分野全般の横断的な競争的研究資金の配分制度である厚生労働科学研究費の特性を踏まえ、以下のような見直しを行う。

1 重点分野等の設定

- 厚生労働科学研究費全体のうち、戦略性を持って重点的・集約的に費用配分を行う「重点分野」を厚生科学審議会の審議を経るなどして設定し、メリハリのある研究費の分野配分を行う。

- また、個別の研究事業分野ごとにも、研究課題の採択に際し、戦略性を持って重点的・集約的に費用配分を行う「推進分野」を各事前外部評価委員会の審議を経るなどして設定し、メリハリのある研究費配分を行う。

2 迅速かつ効率的に配分等を行う体制づくり

研究資金の効率的・効果的な配分等を可能とするため、厚生労働科学研究費補助金の配分機能（FA（Funding Agency））を、総合科学技術会議における論議等に留意しつつ、当面、国立保健医療科学院に順次移管していく方向で、必要な体制等を検討する。

3 緊急な行政ニーズへの対応

- 緊急の政策ニーズ等に対応して知見が必要になった場合などに対応するための研究（特別研究）を充実し、政策ニーズへの対応力や実態把握力等の向上を図る。

- また、こうした場合への即応等にも資するよう、専門的な研究分野等ごとの研究者などの情報も収集・整理等する。

「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」 の設置について

1 趣旨

厚生労働省の研究助成等について、交付先・事業選定の適切性を高める方策や、研究成果の施策との連動性の確保のあり方などを検討し、もって、研究助成等に関する予算の適正な運営等に資するものとするため、「厚生労働省の研究助成等のあり方に関する省内検討会」を設置する。

2 主な検討事項

- (1) 交付先等の選定の適切性を高める方策
- (2) 研究成果の施策への連動性（反映）の確保及びその評価のあり方
- (3) その他助成事業の適正な運営の確保に関すること

3 構成

- (1) 検討会は、大臣官房長を主査とし、技術総括審議官を副主査とする。
- (2) 検討会は、別紙のメンバーを構成員とする。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、関係部局等の職員の参加を求めることができる。

4 事務局

- (1) 検討会に事務局を置く。
- (2) 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- (3) 事務局長は大臣官房厚生科学課長とし、事務局次長は大臣官房厚生科学課研究企画官とする。
- (4) (3) に掲げるもののほか、事務局のメンバーは、関係部局等の職員とする。
- (5) 事務局の庶務は、関係部局等の協力を得て、大臣官房厚生科学課において処理する。

主査 大臣官房長
副主査 技術総括審議官
メンバー 総括審議官
政策評価審議官
大臣官房参事官（総務担当）
大臣官房会計課長
大臣官房厚生科学課長（事務局長）
政策統括官付社会保障担当参事官
政策統括官付労働政策担当参事官
政策評価官

（オブザーバー）

医政局総務課長
健康局総務課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長
職業能力開発局総務課長
高齢・障害者雇用対策部企画課長
障害保健福祉部企画課長

※このほか、必要に応じ、各部局を加える。

別添2

1. 共通的な研究助成制度（補助金）

会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1 一般会計	(項)厚生労働科学研究費 (目)厚生労働科学研究費補 助金	厚生労働科学研究費補 助金	厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活 衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術 水準の向上を図ることを目的として、独創的又は先駆的な研究や社会的 要請の強い諸問題に関する研究を実施するために必要な経費。	主に個人	主に個人	48,352,717	47,202,136	大臣官房厚 生科学課研 究助成係	

2. 国の試験研究機関による研究費（直轄事業費）

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1	一般会計	(項)厚生労働本省試験研究所 試験研究費	国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費	医薬品、医療機器、食品、化学物質、家庭用品、毒物及び劇物など国民に密接に関連する化学物質の有効性及び安全性等を確保するための試験、研究及び調査を行うために必要な経費	－	国立医薬品食品衛生研究所	1,029,006 の内数	1,010,663 の内数	大臣官房厚生科学課 経理係	
2	一般会計	(項)厚生労働本省試験研究所 試験研究費	国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費	国立保健医療科学院が行う保健医療及び生活衛生、並びにこれらと関わりの深い福祉の分野に係る人材の育成及び訓練並びにこれらに関する調査研究を行うために必要な経費	－	国立保健医療科学院	576,926 の内数	490,146 の内数	大臣官房厚生科学課 経理係	
3	一般会計	(項)厚生労働本省試験研究所 試験研究費	国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費	国立社会保障・人口問題研究所が行う人口研究、社会保障研究、並びに人口・経済・社会保障の相互連携について調査研究するために必要な経費	－	国立社会保障・人口問題研究所	157,716 の内数	166,177 の内数	大臣官房厚生科学課 経理係	
4	一般会計	(項)厚生労働本省試験研究所 試験研究費	国立感染症研究所の試験研究に必要な経費	国立感染症研究所が行う感染症その他特定疾病の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに食品衛生に関する細菌学的及び生物学的試験検査研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査等を行うために必要な経費	－	国立感染症研究所	2,383,934 の内数	2,259,986 の内数	大臣官房厚生科学課 経理係	
5	一般会計	(項)国立更生支援所運営費	国立障害者リハビリテーションセンターの試験研究に必要な経費	国立障害者リハビリテーションセンターが行うリハビリテーション技術の学際的研究、障害者の社会復帰を促進するための研究、身体障害の評価に基づく訓練方法、機能障害の補償に関する研究、補装具などの性能・有用性の評価法の研究、福祉機器の開発等を行うために必要な経費	－	国立障害者リハビリテーションセンター	151,000	141,040	障害保健福祉部企画課 施設管理室 予算係	

3. 独立行政法人による研究費（運営費交付金）

【独立行政法人が自ら行う研究への助成】

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1	一般会計	(項)独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費 (目)独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金	独立行政法人国立健康・栄養研究所運営費交付金	独立行政法人国立健康・栄養研究所が国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うために必要な経費	独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立健康・栄養研究所	788,990 の内数	738,737 の内数	大臣官房厚生科学課 生理係	
2	一般会計	(項)独立行政法人医薬基盤研究所運営費 (目)独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金	独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金	独立行政法人医薬基盤研究所が医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的研究を行うために必要な経費	独立行政法人医薬基盤研究所	独立行政法人医薬基盤研究所	2,996,002 の内数	2,783,587 の内数	大臣官房厚生科学課 生理係	
3	一般会計	(項)独立行政法人国立がん研究センター運営費 (目)独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金	がん医療研究開発費	がんの診断、治療、予防法を確立するために、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立がん研究センター	独立行政法人国立がん研究センター	0	2,015,250	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
4	一般会計	(項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費 (目)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費交付金	循環器病研究開発費	循環器病領域における病態の解明、より効果的かつ低侵襲な診断、治療法の開発に資する基盤研究に加え、大学、企業等との共同研究を推進し、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立循環器病研究センター	独立行政法人国立循環器病研究センター	0	1,138,382	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
5	一般会計	(項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費 (目)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金	精神・神経医療研究開発費	精神疾患、神経疾患、筋疾患及び発達障害分野の研究基盤を整備し、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター	0	1,011,600	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
6	一般会計	(項)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費 (目)独立行政法人国立国際医療研究センター運営費交付金	国際医療研究開発費	国際医療協力において重要な疾患群である感染症、エイズ、糖尿病をはじめとする国際医療協力に関する研究の向上を図り、国際医療協力を効果的かつ効果的に推進するとともに、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立国際医療研究センター	独立行政法人国立国際医療研究センター	0	1,268,229	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
7	一般会計	(項)独立行政法人国立成育医療研究センター運営費 (目)独立行政法人国立成育医療研究センター運営費交付金	成育医療研究開発費	生殖細胞、受精卵、母胎、胎児発育、分娩、新生児並びに小児、思春期そして次世代を育成するまでのプロダクション・サイクルを対象とした成育医療に関する研究の向上・推進を図り、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立成育医療研究センター	独立行政法人国立成育医療研究センター	0	1,171,364	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
8	一般会計	(項)独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費 (目)独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費交付金	長寿医療研究開発費	健康長寿社会の構築を図るため、「研究（臨床研究）調査等を含む情報基盤の構築」、「社会課題の迅速かつ適切な把握」、「老化の医学的、社会的実態の把握」、「加齢性疾患の原因等の究明」、「診断治療機器等の開発」など、我が国の中核的研究機関として専門的な研究を実施するもの	独立行政法人国立長寿医療研究センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター	0	913,000	医政局政策医療課 交付金係	平成22年度から 独立行政法人化
9	一般会計	(項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 (目)独立行政法人労働安全衛生総合研究所一般勘定運営費交付金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所において行う、労働安全衛生法に基づき労働災害の立入調査等を実施するために必要な経費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	798,708 の内数	603,610 の内数	労働基準局 安全衛生部 計画課 独法班	

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
10	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 (目)独立行政法人労働安全衛生総合研究所社会復帰促進等事業助定運営費交付金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費交付金	独立行政法人労働安全衛生総合研究所における災害の予防並びに労働者の健康増進及び職業性疾患に関する研究を実施するために必要な経費	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	1,736,995 の内数	1,471,599 の内数	労働基準局 安全衛生部 計画課独法 班	
11	一般会計	(項)独立行政法人国立病院機構運営費 (目)独立行政法人国立病院機構運営費交付金	独立行政法人国立病院機構運営費交付金 [臨床研究事業]	我が国の医療の向上に資するために、治験を含め臨床研究を的確かつ迅速に実施するための体制整備を進めるとともに、EBM推進の基礎となる医療の科学的根拠を構築し、情報発信するために必要な経費	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	3,185,169	2,313,882	医政局政策 医療課国立 病院機構管 理室交付金 係	※臨床研究事業を 含む当該法人事業 については、省庁事 業仕分けにおいて、 運営費交付金の取 扱は整理済
12	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (目)独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金	独立行政法人労働者健康福祉機構運営費交付金	産業活動に伴い多くの労働災害や、産業構造・職場環境等の変化に伴い労働者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等について、被災労働者の早期職場復帰及び労働者の健康確保という労働政策の推進に資するため、高度・専門的医療やモデル医療の研究・開発、実践、実証、検証及び普及、職場における労働者の健康確保に効果的な予防手法やその効果の評価手法の研究・開発、普及を行うことに必要な経費	独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構	1,023,843	761,906	労働基準局 労働者健康 機構調整第1 係	
13	一般会計	(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 (目)独立行政法人労働政策研究・研修機構一般助定運営費交付金	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として、内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査及び研究を実施するために必要な経費	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人労働政策研究・研修機構	463,335 の内数	453,564 の内数	政策統括官 (労働担当) 付労働担当 参事官室予 算係	
14	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 (目)独立行政法人労働政策研究・研修機構助定運営費交付金	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として、内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査及び研究を実施するために必要な経費	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人労働政策研究・研修機構	2,428,179 の内数	2,315,468 の内数	政策統括官 (労働担当) 付労働担当 参事官室予 算係	
15	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費 (目)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構高齢・障害者雇用支援助定運営費交付金	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費 【職業リハビリテーションに関する調査・研究】	障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実及び障害者職業センター等における関係業務の推進に資するため、職業リハビリテーションに関する先駆的な研究、現場の課題解決に資する研究、有効な支援ツール等の開発のための研究、国の施策立案に資する研究を実施するために必要な経費。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	109,245	111,398	職業安定局 高齢・障害者 雇用対策部 障害者雇用 対策課	
16	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費 (目)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構高齢・障害者雇用支援助定運営費交付金	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費	企業における高齢者等の雇用に関する問題の解決、雇用管理の改善等に資するため、事業主のニーズに配慮しつつ、職務の再設計、賃金・人事処遇制度の見直し等の高齢者等の雇用に関する必要の実践的手法を開発し、高齢者雇用アドバイザー等が行う相談・援助への活用等を図るために必要な経費。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	58,409	52,238	職業安定局 高齢・障害者 雇用対策部 高齢者雇用 対策課	
17	労働保険 特別会計	(項)独立行政法人雇用・能力開発機構運営費 (目)独立行政法人雇用・能力開発機構一般助定運営費交付金	独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金	職業能力開発に係る基礎的資料となる調査・研究、効果的な職業訓練の実施に必要な教材・訓練コース等の開発、訓練技法、評価方法の開発等に必要な経費	独立行政法人雇用・能力開発機構	独立行政法人雇用・能力開発機構	113,588	89,639	職業能力開 発局能力開 発課基準・指 導員係	

【独立行政法人からの研究費助成事業】

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1	一般会計	(項)独立行政法人医薬基盤研究所運営費 (目)独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金	基礎研究推進事業	事業目的及び概要 大学等のノウハウを活用した医薬品・医療機器等の開発につながる可能性が高い基礎的研究の支援を行うものであり、がんをはじめとした生活習慣病、感染症等の国民の治療ニーズに即した画期的な医薬品や医療機器の開発に寄与するために必要な経費	独立行政法人医薬基盤研究所	大学等研究機関	7,498,425	6,300,683	大臣官房厚 生科学課経 理係	

4. 委託による研究費（委託費）

【公募等によるもの】

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1	一般会計	(項)原爆被爆者等援護対策費 (目)原爆症調査研究等委託費	原爆症調査研究委託費 (原爆被爆者の免疫機能及び分子生物学等に関する研究事業)	原子爆弾被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上に資することを目的として、原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究事業を実施するために必要な経費	財団法人放射線影響研究所(公募により決定)	財団法人放射線影響研究所	4,958	3,966	健康局総務課指導調査室援護予算係	
2	一般会計	(項)原爆被爆者等援護対策費 (目)原爆症調査研究等委託費	原爆症調査研究委託費 (原爆放射能後障害に関する研究事業)	原子爆弾被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上に資することを目的として、原爆放射能後障害に関する研究事業を実施するために必要な経費	日本赤十字社(公募により決定)	日本赤十字社	13,595	10,876	健康局総務課指導調査室援護予算係	
3	一般会計	(項)障害保健福祉費 (目)保健福祉調査委託費	精神障害者保健福祉等サービス提供体制整備促進事業	精神障害者に対する保健福祉サービスの提供について、福祉分野に限らず保健医療分野とも連携した包括的なサービス提供体制の構築に関する調査・研究を行う。	競争により選定	競争により選定	0	10,247	障害保健福祉部精神・障害保健課	21年度までの分については廃止
4	労働保険特別会計 労災勘定	(項)労働安全衛生対策費 (目)労働災害防止対策事業委託費	ナノメテリアル吸入ばく露試験事業	(事業目的) ナノメテリアルの吸入試験による長期発がん性試験を行い、ナノメテリアルの毒性情報を得ることとする。 (事業概要) 平成22年度は、長期発がん性試験方法の確立のため、複数の濃度段階での吸入ばく露試験実施のための試験装置の改造及び予備試験等を行う。	中央労働災害防止協会 ※助成ではなく、企画競争を行った上での委託である。 ※21年度・22年度とも同じ。	中央労働災害防止協会 ※助成ではなく、企画競争を行った上での委託である。 ※21年度・22年度とも同じ。	402,240	159,959	労働基準局安全衛生部化学物質対策課	

【その他】

No.	会計名	予算科目名	事業名	事業目的及び概要	国からの支出先	研究実施者	平成21年度 予算額(千円)	平成22年度 予算額(千円)	担当部局 課室係名	備考
1	一般会計	(項)原爆被爆者等援護対策費 (目)特定疾患調査委託費	特定疾患調査委託費	毒ガス障害者に係る毒ガス障害の調査研究として、毒ガスの後遺症における毒ガス曝露量の推定及び毒ガスの後遺症における予後の決定因子に関する研究に必要な経費	広島県	広島県	3,350	3,350	健康局総務課指導調査室援護予算係	
2	一般会計	(項)血液製剤対策費 (目)医薬品等試験調査委託費	血液製剤使用適正化方策調査研究事業	血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進する観点から、医療機関において実施している積極的な取組みを全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。	各都道府県における合同輸血療法委員会	各都道府県における合同輸血療法委員会	7,314	7,094	医薬品局血液対策課	

平成22年7月29日
厚生労働省の研究助成等
のあり方に関する省
内検討会

研究助成の改善等に向けた基本的な方向性について(概要)

主な課題・背景

- 1 **政策との連動性の確保**
政策的な必要性等が明確にされた上で研究が行われているか
- 2 **効率的・効果的な実施の確保**
 - ・ 不合理な研究の重複排除等がしつかり行われているか
 - ・ メリハリのある費用配分が適切に行われているか
(公的な研究として必要性の高い研究と低い研究が適切に評価等されているか)
- 3 **成果のわかりやすい普及**
政策にどのように役立っているかなど、研究成果や意義等が国民にわかりやすく説明できているか

改善の基本的な柱

1 **横断的視点で省の研究事業の確認等を実施**
(不合理な研究重複排除や、合理的な事業運営確保などの観点)
(官房厚生科学課)

2 **評価基準(指標)の見直し・整備**

※ 以下を主要な評価項目とし、すべての研究事業で評価指標の見直し・整備

- ① 政策等への活用の明確化
- ② 効率的な運営 (不合理な研究重複や他研究活用等の余地、冗費がないか等)
- ③ 国民へのわかりやすい成果普及

3 **外部研究評価の徹底(毎年度必ず実施)**

複数年度の研究についても毎年度実施(中間評価として研究を必ずチェック)

→ 研究計画の見直しや、中止なども含めて対応

4 **研究終了後の追跡調査の実施・公表**

(研究終了後に「政策への活用状況」などをフォローアップ・公表)

【厚労科研費制度の追加的見直し】

上記1～4に加えて、厚生科学研究費補助金(資金配分制度)では、

- ① **重点分野等の設定**
- ② **緊急の実態把握等に対応する研究(特別研究)の充実などの見直しを図る**

※ あわせて、研究分野ごとの研究者情報の収集等も行う

見直し

この方針を基本として、各事業ごとに見直し

研究事業の適正な運営確保・より有効な研究へ (ガバナンスの強化)

- 政策上の有効性等を踏まえた研究事業の実施
- 適正な費用配分(不合理な重複排除、メリハリのある費用配分)
- わかりやすい普及(社会還元・理解の促進)

【重点的な共通評価項目】

これらを基本的な重点評価項目として、全事業で外部評価指標を見直し

(1)政策等への活用の明確化(公的研究としての意義)

※事前・中間・事後評価

- ・ 施策への直接反映の可能性(通知・ガイドライン・行政基準等への利用)
- ・ 政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性 (例: 背景データ、基礎データ等としての活用など)
- ・ 間接的な波及効果等が期待できるか
(例: 民間での利活用(論文引用等)、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など)
- ・ これら政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されているか

※ 「その研究がどのような行政課題に対し、どのように貢献するのか」等について、その具体的な内容や例を極力明確に示す。

(2)効率的・効果的な運営の確保

※事前・中間・事後評価

- ・ 研究が効率的・効果的に実施されているか(冗費がないか等)
- ・ 他の研究との不合理な重複はないか
- ・ 特定の研究者等に過度の集中等はないか
- ・ 他の民間研究等により代替できるものではないか
- ・ 研究の実施に当たり、他の公的研究・民間研究等との連携や活用が十分に図られているか
(他の公的・民間研究や過去の成果等の活用、共同研究とすること等による研究効率や効果の向上の余地がないか)

※ 効率性が確保されない場合、研究計画の見直しを条件とする(事前評価)、研究の中止や研究計画見直しを条件とする(中間評価)等の措置を講ずる。

(3)国民へのわかりやすい説明・普及等の努力

※事後評価

- ・ 研究の成果や意義が、国民にわかりやすく説明できるように整理されているか
- ・ 研究成果を普及(社会還元)等させるために、研究者(機関・法人)が十分に取り組んでいる(見込み)か
(例: 学会発表、雑誌掲載、シンポジウムなど)

※ 図表等などの研究要旨を成果報告書の一部として添付を求め、それを評価するとともに、公表する。

※ 「普及のための努力」については、研究終了後、具体的な取り組みの予定・実績を評価する

※ (1)～(3)は、定量的な評価となるよう、その他の評価項目と併せて、評点化等する。
(各項目ごとに「足切り点」を設定するなど、具体的な評価方法や評価指標の設定の仕方等はそれぞれの制度ごとによる)

研究助成の改善等に関する基本的な方向性(フロー図)

